



つなぐ

令和5年12月

第39号

発行：法務省 仙台矯正管区

再犯防止×地方創生のためのワークショップ

開催

令和5年11月28日から29日の二日間、仙台矯正管区において、**刑務所出所者等の地域における居場所づくり**等に向け、**矯正施設**（刑務所・少年院・少年鑑別所）ができる、**再犯防止と地域の課題解決**のための取組を考えるワークショップ型研修を開催しました。

この研修では、普段地域の皆様との連携窓口となっている矯正施設の職員と地方自治体職員などの方が参加し、**矯正施設と地域**が連携した「**再犯防止と地方創生**に資する取組」を一緒に考えていただきました。



2日目に向けて、**再犯防止や関係機関の取組**について理解を深めました！

DAY 1

一日目では、ワークショップを円滑に行うため、**再犯防止**に係る講義のほか、東北6県の矯正施設や支援業務に関わる関係機関（仙台市・仙台市社会福祉協議会）の方からの**取組紹介**を通し、基礎知識を学んでいただきました。

矯正施設からの取組発表

二日目は**ワークショップ**を行いました。矯正施設、宮城県、仙台市、仙台市社会福祉協議会の職員、学生の方々にご参加いただき、**地域の課題**、その**解決方策**について話し合いました。ふだん接することのない方と話したり、**何気ない会話**の中で、お互いの**業務への理解**を深めることができました。

グループワークの様子

ワークが**カラフル**で楽しかったとの声もいただきました！

DAY 2

グループワークの最後には、**グループで話し合った内容**を発表していただきました。

会場から思わず**笑い声**が聞こえてくるなど、**楽しい雰囲気**でのワークショップとなり、**新たな連携への第一歩**につながるような研修となりました。

少子高齢化対策や**地域交流**の希薄さ、**地域と矯正施設の相互理解**に関することなど、テーマは様々でした。

各グループのアイデア発表





居住支援意見交換会 開催



「居住支援意見交換会」とは？

住宅に関する支援を行っている居住支援法人・居住支援協議会の方々に対して、矯正の取組を理解してもらうために、当課主催で開催した会議です。住宅の支援が必要な「住宅確保要配慮者」には、刑務所出所者等の「刑余者」も含まれています。



in 福島刑務支所

R5.10.5



福島県居住支援協議会、居住支援法人2社、更生保護施設（至道会）のほか、東北地方整備局を始めとする関係機関の方にも来所いただき、意見交換会を実施しました。各団体の取組等を紹介いただいた後、刑余者支援について意見交換を実施しましたが、いずれの団体も刑余者支援を行った経験があり、より円滑に支援を行うためには、そして居住支援法人が関与できる案件を増やすためには、公的機関による継続的な支援が必要との共通見解をお話されていました。また、居住支援法人の役割として身元保証等があるため、受刑中の早い段階から面接等を行い、信頼関係を築いていきたいとの要望が出されました。



in 宮城刑務支所

R5.11.30



居住支援法人9社、更生保護施設（宮城東華会）のほか、東北厚生局を始めとする関係機関の方にも来所いただき、意見交換会を実施しました。福島と同じく、いずれの団体も刑余者支援に携わっており、宮城東華会さんからご紹介いただいた困難事例（地域住民に迷惑行為を行った上音信不通に）で実際に支援をしていた団体もありました。意見交換の場では、刑余者支援を行うことを前提とした上で、地域性（刑余者に対する拒否感）による支援の難しさや、刑余者の資質の見極め、困難事例時の相談・対応機関の必要性等について、活発な意見交換が行われました。

今回出席いただいた居住支援法人はどれも、刑余者支援に理解がある方々でしたが、公的支援に限られる中、多くの法人が対応に苦慮されていました。引き続き、支援していただくためにも、矯正施設内で支援対象者の見極め（社会適応が可能か）を行い、綿密な情報共有等を行うことで、好事例を増やしていくことが必要と感じました。



仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL : 022-286-0130 (直通) FAX : 022-294-1036

メール : 2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp



仙台矯正管区のHPもチェック!

